

生活の困りごとをいっしょに考えます

— ひとりで悩まずに、まずはご相談ください —

生活支援窓口

☎69-2158

[受付時間] 平日：9時～17時（祝日・年末年始は休み）

生活支援課に開設している「生活支援窓口」では、生活に不安を抱えている方の相談を受け付けています。ひとりで悩まず、複雑・深刻化する前に来所または電話で、お気軽にご相談ください。来所が難しい場合は、必要に応じ、相談支援員が訪問します。

相談から支援までの流れ

例えば、こんなことで困っていませんか？

- 働く意欲はあるけれど、自信がない
- 家賃が払えず、部屋を出なければならぬ
- 家計のやりくりができない
- 自宅に引きこもりがちで、人との関わりに自信がない



●生活支援窓口へ

相談支援員が困りごとや悩みごとに寄り添ってどうしたらよいか一緒に考えていきます。

①まずは、困りごとや不安をお話してください

②相談内容を整理し、適切な対応方法を検討します

相談の内容によって、必要な情報の提供や適切に対応できる他の専門機関につなげます。

③生活の状況と課題を一緒に整理します

④自立のための解決策(支援プラン)を一緒に考えます

⑤解決に向けた支援を行います

支援プランに基づいて支援します。

⑥継続した支援を行います

定期的に状況を確認し、必要な支援を継続します。困りごとが解決した後も安定した生活ができるようサポートします。

生活の困りごとの解決に向けた支援メニュー

■住居確保給付金の支給

離職などで住居を失った方、失うおそれの高い方に就職に向けた活動を条件に期限付きで家賃相当額を支給します。(所得等の要件あり)

■家計改善支援事業

家計状況と課題を把握し、自ら家計管理できるように、支援プランの作成や関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、家計の改善を支援します。

■就労準備支援事業

直ちに就労が難しい方に、一般就労に向けた支援や就労体験等の情報提供を行います。

■子どもの学習支援事業

学習の支援をはじめ、生活習慣を身につけることや居場所づくりなどの必要な支援を行います。

■一時生活支援事業

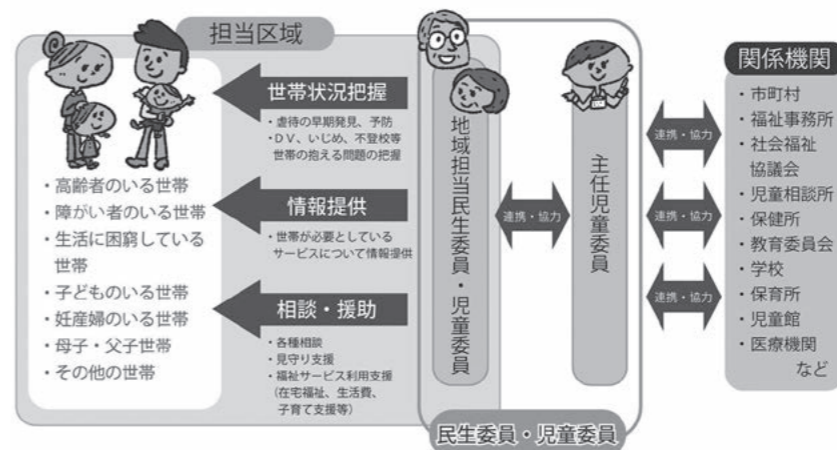
住まいを持たない方に対し、一定期間宿泊場所を提供します。(所得等の要件あり)

詳しくは、下記までお問い合わせください。

●問い合わせ●
生活支援課 生活支援係
☎69-2158 ☎63-4085



民生委員・児童委員、主任児童委員の活動



皆さんがお住まいの地域に、民生委員・児童委員と呼ばれる方がおられるのを存じですか？
「民生委員」は厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の立場から福祉全般に関する相談・支援活動を行っています。また、全ての民生委員は「児童委員」も兼ねており、子育ての相談や支援を行っています。そして、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」がいます。それぞれの担当地域の実情に合わせ、福祉に関する幅広い活動を行ってまいります。

地域の身近な相談相手 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員、主任児童委員には守秘義務があり、相談した方の秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。
今月の主な活動としては、歳末応援金・応援品の配布があります。これは、新しい年を迎える時期に支援を必要とする方々が、住み慣れたまちで安心して暮らすことができるよう、地域の皆さんから寄せいただいた共同募金の歳末たすけあい募金配分金を活用したものです。ご協力ありがとうございます。



▲歳末たすけあい募金活動

●問い合わせ●
社会福祉課 福祉総務係
☎69-2157 ☎63-4085

防ごう障がい者虐待

あなたの通報が虐待の早期発見・早期対応につながります

虐待は生活の場で身近な人によって引き起こされることが多く、発覚しにくい傾向にあります。
障がいのある人を養護している家族・親族・同居人は、虐待をしているという認識が無い場合もあります。また、障がいのある人自身も、虐待を受けている自覚が無い場合や被害を訴えられない場合もあります。
そのため、周囲が虐待の状態に早く気づき、甲賀市障害者虐待防止センターに通報することが重要となります。そして、早期に通報を受けることで、虐待が悪化する前に支援を開始することができます。

- 「虐待かな？」と思ったら、気になることがあれば、ためらわず相談してください。
- はつきりと虐待かどうかかわからなくても通報してください。
 - 虐待の通報は、本人や家族の同意を得ずに行うことが可能です。
 - 通報は匿名でも構いません。
 - 通報した人の秘密は守られます。
 - 誤報だとしても罰せられません。
 - 相談するところから虐待の支援は始まります。

見逃さないで 虐待のサイン

- 手を上にあげると、頭をかばうような格好をする
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする
- 急におびえたり、こわがったりする
- ずっと同じ服を着ている
- 髪や爪が伸びすぎ、皮膚などが不潔である
- 親が本人の年金を管理し、生活費やギャンプル等に使っているように見える

●障がい者虐待に関する通報・問い合わせ●
甲賀市障害者虐待防止センター(障がい福祉課内)
[平日] ☎69-2162 [休日・夜間] ☎65-0650(市役所代表)